

(一社) 群馬県トラック協会トラック運転者特別講習実施要綱

(趣 旨)

- 第1 会員事業所に所属するトラック運転者一人ひとりの「プロの運転者である」ことの自覚を高め、交通ルールを守り、環境に配慮した運転の実践を行うとともに豊かなマナーを持った交通社会人として育成し、もって、交通事故の防止と環境保全を図り事業発展に寄与するものとする。

(講習対象者)

- 第2 講習対象者は、会員事業所のトラック運転者及び従業員とする。

(講習の手続き)

- 第3 講習を実施する会員事業者(2事業者以上合同して実施する場合は代表者)は講習計画を別紙様式1「運転者特別講習実施計画書」(以下「計画書」という。)により、県トラック協会宛に報告するものとする。

(講習内容)

- 第4 講習内容は、次の各号に該当するものとする。
- 1 道路交通法、貨物自動車運送事業法、同輸送安全規則、道路運送車両法及び労働基準法その他関連法規について
 - 2 トラック運転者に必要な教育、マナーについて
 - 3 交通情勢及び交通事故防止対策について
 - 4 車両点検要領及び省エネ安全運転に関する教養、実習について
 - 5 上記各号を内容とするビデオ等視聴覚資器材を活用した講習

(講 師)

- 第5 講師は、次の各号に該当するものとする。
- 1 県トラック協会が講習実施者の要請により依頼した運輸、警察、労基等の行政機関及び交通安全、労災防止関係団体等の職員
 - 2 県トラック協会の役職員及び嘱託員
 - 3 県トラック協会の専任講師
 - 4 県トラック協会が、本要綱の趣旨に基づき適任と認めたもの

(講習経費の補助)

- 第6 講習に係る費用の一部(1回3万円以内)を県トラック協会が補助するものとする。
但し、補助は年間2回(合同実施を含む)以内とする。

(結果報告)

- 第7 講習を実施した会員事業者(2事業者以上合同で実施した場合は代表者)は、講習の実施状況を、別紙様式2「運転者特別講習実施結果報告書」により、県トラック協会宛に報告するものとする。
但し、講師を直接、要請して実施した場合は、講習実施結果について当該支部長へ報告し、その確認を受けるものとする。

(適 用)

- 第8 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

運転者特別講習実施計画書

実施者	会社名 代表者名 電 話 ()
日時	年 月 日 午前・午後 時 分～
場 所	
講 師	
受講者数	人
講習内容	
備 考	

(注) (一社)群馬県トラック協会
TEL 027-261-0244
FAX 027-261-7576

運転者特別講習実施状況報告書

実施者 会社名
代表者名 (印)
電 話 ()

日 時	年 月 日	午前 時 分～ 午後	午前 時 分 午後
場 所			
講 師			
受講者数	人		
講習内容			
経 費	円		
添付書類	① 参加者名簿 ② 配付資料(講習内容が分かるもの) ③ 実施に係る経費の領収書(写)～補助対象費目は原則として会場使用料、飲物代、食事(弁当)代(但し、1名につき1,500円以内)とする。		
助成金 振込先	<u>銀行・信用金庫・信用組合</u> <u>支店</u> 種 別 普通・当座 <u>口座番号</u> <u>口座名義</u>		

上記講習を実施したことの報告があったことを証します。

年 月 日

支部長

(印)